

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規程に基づき、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を次のとおり実施する。

令和6年12月1日

岡山県公安委員会

1 散弾銃

(1) トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が15メートルであるものをいう。）

開催年月日	開催場所
令和7年1月8日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年1月13日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年1月20日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年1月23日（木）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年1月27日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年1月29日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年2月3日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年2月6日（木）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年2月10日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年2月17日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年2月19日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年2月24日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年2月26日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年3月3日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年3月10日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年3月12日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場

令和7年3月17日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年3月18日（火）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年3月24日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年3月26日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年3月31日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場

(2) スキート射撃（クレがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

開催年月日	開催場所
令和7年1月8日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年1月17（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年1月23日（木）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年1月24日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年1月29日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年1月31日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年2月6日（木）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年2月7日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年2月14日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年2月19日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年2月21日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年2月26日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年2月28日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場

令和7年3月7日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年3月12日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年3月14日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年3月18日（火）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年3月21日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年3月26日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年3月28日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場

2 ライフル銃

開催年月日	開催場所
令和7年1月21日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年1月28日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年2月4日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年2月18日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年3月4日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年3月11日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年3月18日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年3月25日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場

3 受講手続

(1) 提出書類

所定の様式による受講申込書 1通

(2) 提出先

住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出期間

受講しようとする講習会の開催日の7日前（その日が岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規程する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

4 受講手数料

1万4,000円

（注） 受講手数料は、納付後は返還しない。

5 その他

- (1) 各講習の受講定員は、おおむね5人とする。
- (2) 代理受講は認めない。
- (3) 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。